

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修会

PG04 政策の最新の動向（防災・感染症対策）

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

主査 布野 晃平・橋本 航輔

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

I 総則

1. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等）・・・P3
2. 業務継続計画（BCP）について・・・・・・・・・・・・・・・・P4

1. 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務づける。※3年間の経過措置（令和5年度末までは努力義務）

基準省令

- 1 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定特定相談支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

支援策①

自然災害発生時及び新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインを作成しHPに公表

支援策②

令和3年度予算において、「障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援等事業」を実施
都道府県等の実施する新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等を活用した指導者養成研修会の開催等に要する費用を補助



2. 業務継続計画（BCP）について（業務継続ガイドラインー概説ー）

① 業務継続計画（BCP）とは

- ・大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**、または**中断しても可能な限り短い時間で復旧させる**ための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。

② 業務継続計画（BCP）が必要な理由

- ・障害福祉サービスは、利用者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今の大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、障害福祉サービス事業者等においては、流行時のさまざまな制限下であっても適切な対応を行い、その後も**利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須**。
- ・災害、感染症の流行に備え、障害福祉サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや、発生時の対応などをまとめた**BCP（業務継続計画）の作成が重要**。

③ 業務継続計画（BCP）の策定にあたっては

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月）

「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（令和3年3月）

→「入所・入居系」、「通所系」、「訪問系」別に必要な対応を記載しており、相談支援事業所は「訪問系」を参考にする。

2. 業務継続計画（BCP）について （業務継続ガイドライン—BCP策定のポイント①）

業務継続計画（BCP）策定のポイント<防災・感染症共通>

○事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築

→ 平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイント。

- ・そのためには、全体の意思決定者を決めておくこと、各業務の担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）、関係者の連絡先、連絡フローの整理が重要。

○業務の優先順位の整理

→ 職員が不足した場合は、感染防止対策等を行いつつ、限られた職員でサービス提供を継続する必要があることも想定される。

- ・そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況に応じて優先度が高い業務から行っていけるように、業務の優先順位を整理しておくことが重要。

○計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

→ BCPは、策定するだけでは実効性があるとは言えない。

- ・危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要がある。
- ・また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要。

5

2. 業務継続計画（BCP）について （業務継続ガイドライン—BCP策定のポイント②）

業務継続計画（BCP）策定のポイント<防災>

○自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

→事前の対策

- ・設備、機器、什器の耐震固定
- ・浸水による危険性の確認
- ・インフラが停止した場合のバックアップ

→被災時の対策

- ・人命安全のルール策定と徹底
- ・事業復旧に向けたルール策定と徹底
- ・初動対応

業務継続計画（BCP）策定のポイント<感染症>

○感染者（感染疑い者）が発生した場合の対応

→ 障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染者（感染疑い者）が発生した場合でも、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。

- ・そのため、感染者（感染疑い者）発生時の対応について整理し、平時からシミュレーションを行うことが有用。

○職員確保

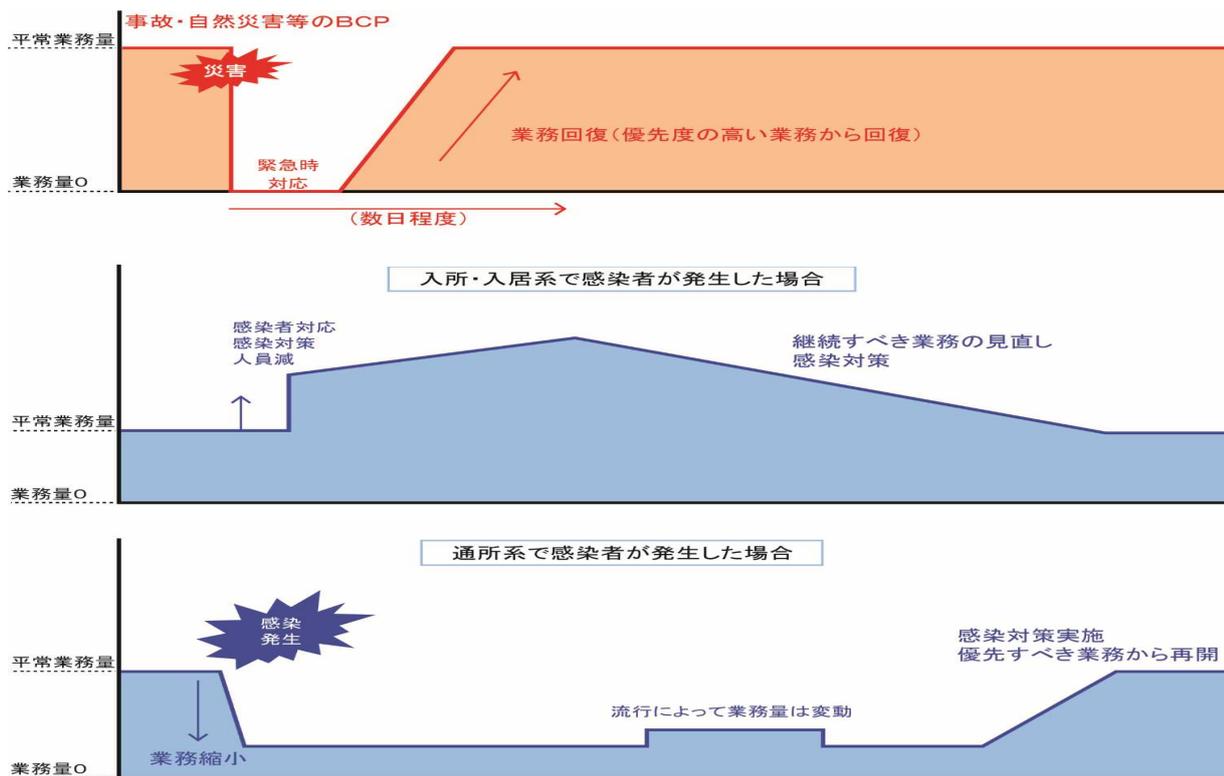
→ 新型コロナウイルス感染症では、職員が感染者や濃厚接触者となること等により職員が不足する場合がある。

- ・濃厚接触者とその他の利用者の支援等を行うに当たっては、可能な限り担当職員を分けることが望ましいが、職員が不足した場合、こうした対応が困難となり交差感染のリスクが高まることから、適切な支援の提供だけではなく、感染対策の観点からも職員の確保は重要。
- ・そのため、事業所内・法人内における職員確保体制の検討、関係団体や都道府県等への早めの応援依頼を行うことが重要。

6

2. 業務継続計画（BCP）について （業務継続ガイドライン—BCP策定のポイント③）

災害と新型コロナウイルス等感染者の発生業務量の時間的経過に伴う変化



Ⅱ 防災対策について

1. 自然災害発生時の業務継続計画（BCP）について
業務継続ガイドライン—発生時の対応の流れ— P9
2. 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応 P10
3. 相談支援事業所の業務継続計画（BCP）と個別避難計画 . P12

1. 自然災害発生時の業務継続計画（BCP）について （業務継続ガイドラインー発生時の対応の流れー）

自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート



9

2. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（相談支援事業・固有事項）

平時からの対応

- 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておくこと。（利用者台帳等は電子媒体として保存・管理し、災害の状況等に応じて加工できる等活用しやすい環境を整備しておくことや内容の変更がないかを定期的に確認し、適宜更新する体制をとることが望ましい。）
- 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくことが望ましい。
- 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整する。
- なお、避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行うことが望ましい。
- 市町村と連携し、災害時避難行動要支援者である利用者の把握に努めること。また、自治体からの依頼があった場合には、個別避難計画策定へ協力すること。

10

2. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（相談支援事業・固有事項）

災害が予想される場合の対応

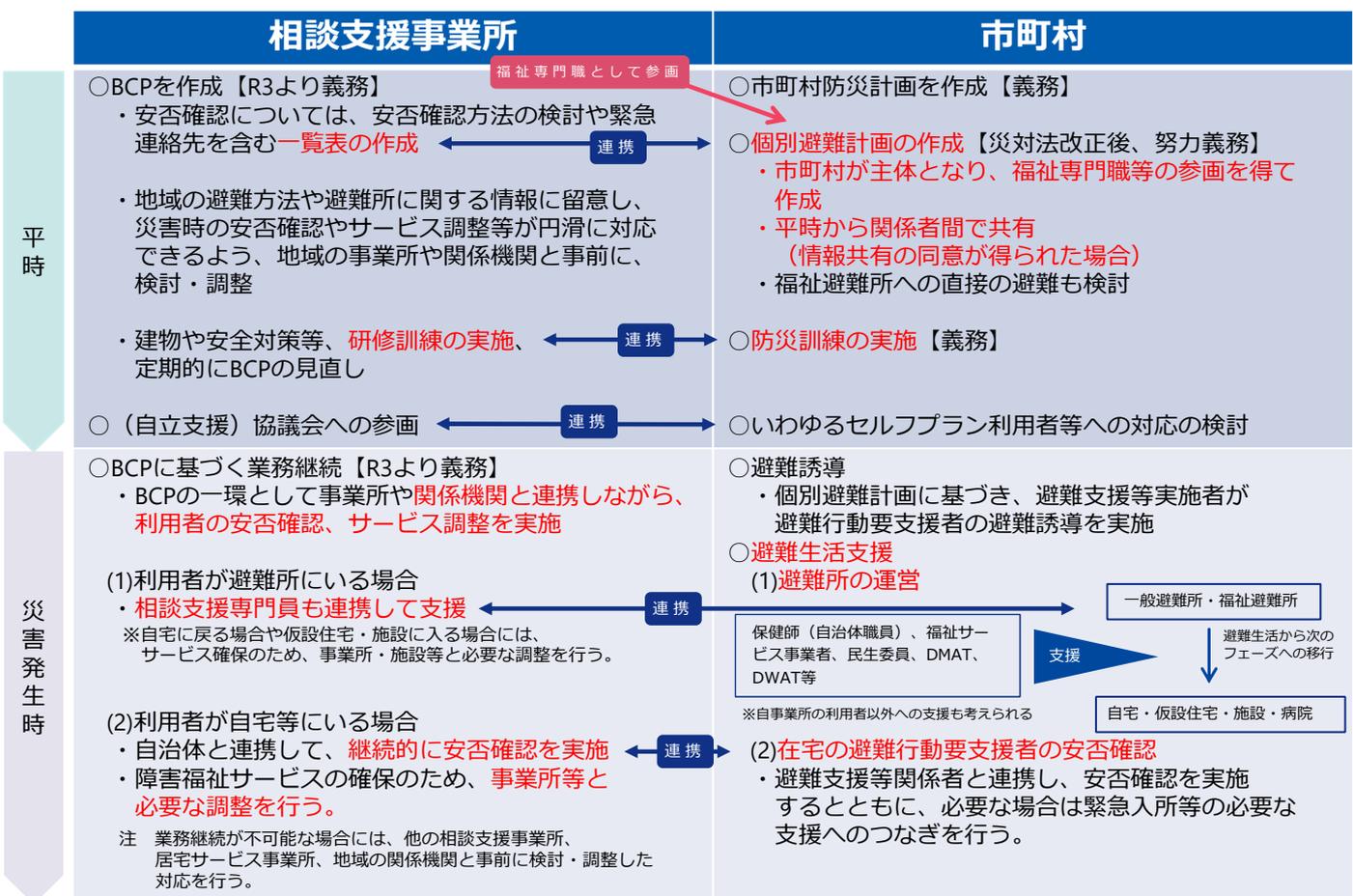
- 訪問系サービスや通所系サービス、居住系サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。
- また、自サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

災害発生時の対応

- 災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、障害福祉サービス等の実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関との連絡調整等を行う。
(例) 通所系・訪問系サービスについて、利用者が利用している事業所が、サービス提供を長期間休止する場合は、必要に応じて他事業所の通所系サービスや、訪問系サービス等への変更を検討する。
- また、避難所においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。
- 災害発生時で事業が継続できない場合には、市町村、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

11

3. 相談支援事業所の業務継続計画（BCP）と個別避難計画



12

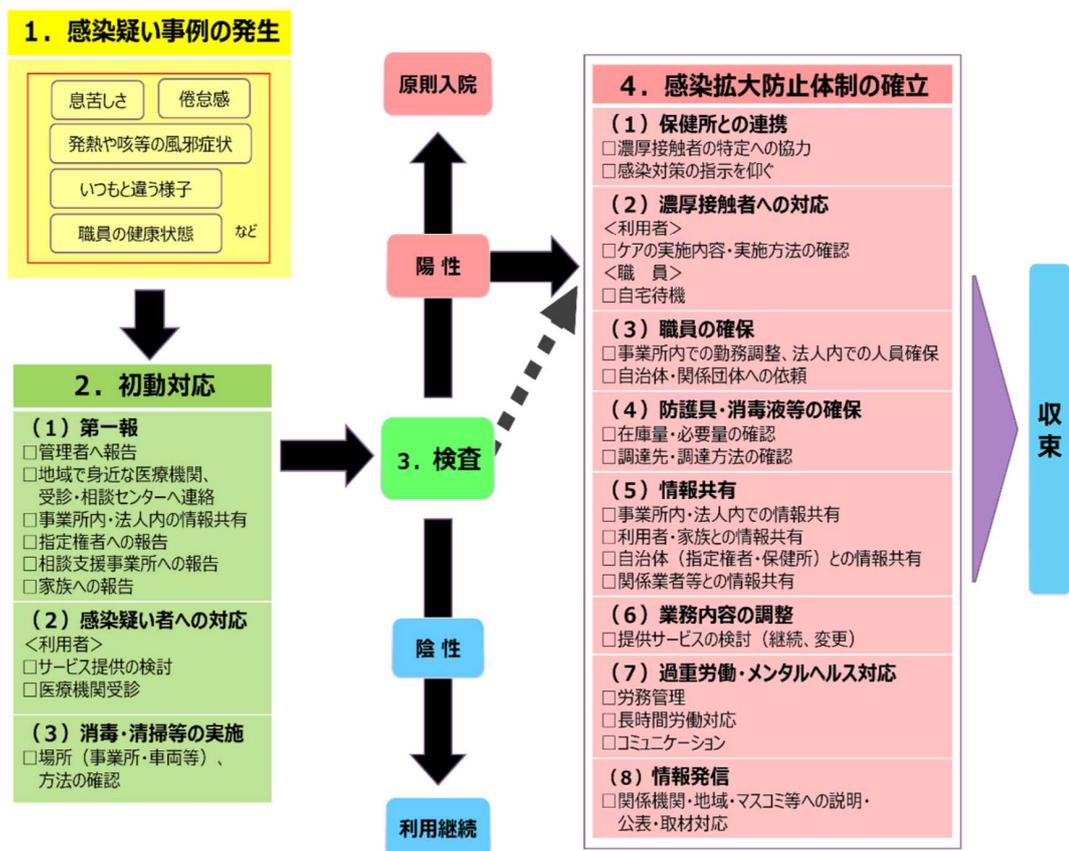
Ⅲ 感染症対策について

1. 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）について
 業務継続ガイドラインー発生時の対応の流れー P14
2. 国による新型コロナウイルス感染症への対策について P15
3. 新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応 P17
4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下における留意点 P18
5. 参考 P20



1. 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）について（業務継続ガイドラインー発生時の対応の流れー）

新型コロナウイルス感染疑い事例発生時の対応フローチャート（訪問系）



2. 国による新型コロナウイルス感染症への対策について①

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

令和3年度予算：12億円

- 新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所等が、関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。
- 障害福祉サービス施設・事業所等において感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制を構築する。

事業内容

- 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等がサービス提供の継続に必要な経費の支援
感染者や濃厚接触者が発生した施設・事業所等において、施設・事業所の消毒や清掃に要する費用、不足が見込まれるマスクや手袋、ガウン等の衛生・防護用品の購入費用等、サービス提供の継続に必要な経費を支援する。
※対象・事業所：施設休業要請を受けた事業所、利用者又は職員に感染者が発生した施設・事業所、濃厚接触者に支援した施設・事業所、代替サービスを提供する通所事業所、一定の要件の下で自費で検査を行った障害者支援施設又は共同生活援助事業所
- 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等に協力する施設・事業所等において必要となる経費の支援
感染者や濃厚接触者が発生した施設・事業所の利用者を受け入れるために必要な人員確保のための職業紹介料や施設・事業所等に応援職員を派遣するために必要な旅費・宿泊費等、協力する施設・事業所等において必要な経費を支援する。
- 応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な経費の支援
緊急時に団体等と連携・調整し、障害福祉サービス施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、地域の施設・事業所等による支援を行える体制の構築や、コミュニケーション支援等の障害特性に配慮が必要な障害福祉サービス利用者が入院・宿泊療養をすることとなった場合に医療機関又は宿泊療養施設での支援を行うために必要な経費を支援する。

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市（事業内容の3. は、都道府県に限る。）

【補助率】国2/3 都道府県、指定都市、中核市1/3

15

2. 国による新型コロナウイルス感染症への対策について②

障害者支援施設等の感染防止対策のための相談・支援等事業

令和3年度予算1.9億円

① 目的

障害福祉サービス等は、障害者やその家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症の蔓延下等であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められる。

このような状況の中、障害福祉サービス等の従事者は、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務にあたっていることから、従事者の不安感を払拭するための各種支援を行う。

② 実施主体、補助率

実施主体：都道府県、指定都市、中核市（都道府県等が適当と認めた者への委託も可）

補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

③ 事業イメージ

(1)現場で感じた疑問等を随時相談できる窓口の設置

○感染対策相談窓口の設置

- 事業所や職員からの質問に回答する体制の整備

○専門家による相談支援

- 事業所や職員、関係団体では解決できない内容について、感染対策の専門家による相談対応ができる体制を整備

(2)感染症対策マニュアルに係る研修の開催と専門家による実地指導

○研修、実地指導の実施

- 国が作成した感染症対策マニュアルに係る研修を実施
- 感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での指導を実施

(3)事業継続計画(BCP)の策定支援

○指導者養成研修会の開催

- 事業所におけるBCP策定促進につながるよう指導者養成研修会を開催

16

3. 新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（令和2年2月25日）

- ・モニタリングについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことが可能。
 - ・サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えない。
- 令和3年度報酬改定により、テレビ電話装置等の活用による実施を恒常的に可能としている。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年4月9日）

- ・基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に算定の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することが可能。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合についても、継続サービス利用支援費として算定可能であり、取扱件数に含めないこととする取扱いが可能。

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）（令和2年4月24日）

- ・退院・退所加算、医療・保育・教育機関等連携加算について、やむを得ない理由がある場合については、福祉サービス事業所等の職員等との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能。
- ・サービス利用支援における、アセスメントに係る居宅等への訪問について、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことが可能。
（事前に利用者や家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、居宅等への訪問が可能となった際には、モニタリング実施月でない場合であっても、居宅等への訪問に努めること）

17

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下における留意点①

緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について（令和3年4月23日）

1. 感染防止対策の徹底

- ・サービスの提供に当たっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応を行うこと。
- ・「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」や「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」を活用し、感染症に係る基本的な考え方や防護具の装着方法等について、施設内や法人内で意識付けや研修を行うなど対応いただきたい。

2. 柔軟なサービス提供について

- ・サービス提供に当たっては、人員基準等の臨時的な取扱い（前出）を踏まえた柔軟な対応についても検討すること。

3. 休業等する場合の留意点

- ・都道府県等からの休業要請に伴い休業する場合、又は、感染拡大防止の観点から、市町村に報告し、自主的に休業する場合やサービスの縮小を行う場合、利用者への丁寧な説明及び代替サービスの確保を行うこと。

18

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下における留意点②

緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について（令和3年4月23日）

4. 見守り等の必要な利用者への対応

- ・利用者が外出を控えた場合は、利用者は居宅で長い時間を過ごすことが想定され、特に在宅の一人暮らしの障害者等や障害児の保護者などに対して見守り等の取組を実施し、継続的な状況把握を行い、適切な支援につなげることが求められるため、障害福祉サービス事業所等、市町村及び相談支援事業所が協力して利用者世帯の居宅での生活への適切な支援にあたられたい。

（留意点）

- ・見守り等を実施する対象となる障害者等の範囲については、在宅の一人暮らしの障害者等のほか、障害者等と同居する家族の状況、適切な介入の必要性等の状況を勘案し、柔軟に対応すること。
 - ・外出自粛要請が長期化することで、障害者本人や同居する家族の負担が増すことにより、障害者虐待が発生するリスクが高まることも考えられることから、例えば障害福祉サービスの利用を控えたり、普段よりも外出の機会が減少したりするといった状況が把握されている場合については、重点的に訪問や電話の相談に応じること。
- 「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」（令和2年4月17日）参照

19

5. 参考

- ・障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル及び障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（令和2年2月25日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000604450.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（令和2年4月9日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000650200.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）（令和2年4月24日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000626605.pdf>
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>
- ・「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」（令和2年4月17日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625077.pdf>
- ・「障害福祉サービス等事業所向けの新型コロナウイルス感染症への対応等について」（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

20